令和９・10 年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準

沖縄市建設工事等競争入札参加者資格に関する要綱に基づき、客観的事項の審査数値（以下「客観数値」という。）と主観的事項の審査数値（以下「主観数値」という。）のそれぞれの数値の和（総合評定）をもって、以下のとおり等級格付を行うものとする。

１ 等級区分

業 種	等 級 区 分	
土 木 工 事 業	Ａ、Ｂ、Ｃ	(3 等級)
建 築 工 事 業	Ａ、Ｂ、Ｃ	(3 等級)
電 気 工 事 業	Ａ、Ｂ	(2 等級)
管工事業	Ａ、Ｂ	(2 等級)
解体工事業	Ａ、Ｂ、Ｃ	(3 等級)

※ 申請状況によっては等級区分の等級数を変更する場合がある。

２ 等級格付の方法

３の経営事項審査の総合評定値（客観数値）に４の市独自評定（主観数値）を加えた総合評点の上位から格付けを行う。なお、総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘案した上で決定する。

※等級格付は、市内に主たる営業所を有する市内業者で、上記１の５業種について行っており、県・市外業者は資格の登録のみを行う。

３ 経営事項審査総合評定値 （申請月までに受けた有効かつ直近の通知書）

建設業法に基づくもので、業者の経営規模、技術力、経営状況等を審査する企業評価制度であり、全国統一の評価基準により行われるものである。

4 市独自評点

(1) 工事成績（平均点）

令和6年・7年度に完成した本市発注工事の工事成績から平均点数を算出し、下記の表にて点数を付加する。

工事成績の評点（平均点）	55点未満	55点以上 60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上 85点未満	85点以上 90点未満	90点以上
付加点数	−25点	−20点	−15点	0点	+20点	+30点	+40点	+50点	+60点

（2）技術者数

業種	技術者	付加点数	資格
土木工事業	１級技術者	１人につき　＋3点	一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士
	１級技士補	１人につき　＋2点	一級土木施工管理技士補 一級建設機械施工管理技士補
	２級技術者	１人につき　＋1点	二級建設機械施工技士 二級土木施工管理技士
	技術士 上記技術者と重複可）	１人につき　＋5点	建設部門
建築工事業	１級技術者	１人につき　＋3点	一級建築士 一級建築施工管理技士
	１級技士補	１人につき　＋2点	一級建築施工管理技士補
	２級技術者	１人につき　＋1点	二級建築士 二級建築施工管理技士
	積算士 上記技術者と重複可）	１人につき　＋3点	
電気工事業	１級技術者	１人につき　＋3点	一級電気工事施工管理技士
	１級技士補	１人につき　＋2点	一級電気施工管理技士補

	２級技術者	１人につき　＋1 点	二級電気工事施工管理技士 第一種電気工事士
管工事業	１級技術者	１人につき　＋3 点	一級管工事施工管理技士 第１種下水道技術検定
	１級技士補	１人につき　＋2 点	一級管施工管理技士補
	２級技術者	１人につき　＋1 点	二級管工事施工管理技士
解体工事業	１級技術者	１人につき　＋3 点	一級土木施工管理技士 一級建築施工管理技士
	１級技士補	１人につき　＋2 点	一級土木施工管理技士補 一級建築施工管理技士補
	２級技術者	１人につき　＋1 点	二級土木施工管理技士（土木） 二級建築施工管理技士（建築又は躯体）
	登録解体工事試験 （上記技術者と重複可）	１人につき　＋1 点	解体工事施工技士

※ 令和８年 12 月１日現在の技術者数とする。

(3)　雇用の規模

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（令和８年 11 月）における沖縄市在住の被保険者数 （代表取締役、役員は含まない。）

１人～20 人まで・・・・ １人につき＋1 点

21 人以上　 ・・・・ 25 点

(4) 障がい者雇用

法定雇用の義務の有無	雇用の状況	付加点数
法定雇用義務がある場合	雇用義務達成	＋5 点
	法定数以上に雇用	＋5 点／人 （法定数を超える分）
法定雇用義務がない場合	雇用している	＋5 点／人

※常用雇用者の総数×2.7%（37.5 人以上規模の企業）

※令和８年 12 月１日現在の障がい者の雇用状況とする。

法定雇用義務：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務

(5) 本店登記期間（個人の場合は、営業年数）

本店登記期間については、沖縄市内における本店登記期間（個人の場合は、営業年数）により、下記の表のとおり点数を付加するものとする。

市内本店等	20 年未満	20 年以上
付加点数	本店登記期間×0.5 点	10 点

(6) 表 彰

表 彰 区 分	付与点数	備 考
市の表彰を受けた者	各＋10 点	※沖縄市表彰条例第 3 条第 1 号の表彰者 ※沖縄市技能功労者表彰要綱第 2 条の表彰者 ※令和 6 年から 7 年度までを対象とした表彰に限る。
市の優良建設工事表彰を受けた者	各＋15 点	※令和 7 年・8 年度表彰の事業者を対象とする。（共同企業体においては、構成員も対象とする。）但し、上限は 60 点とする。

(7) マネジメントシステムの認証取得

マネジメントシステムの認証取得	付与点数
ＩＳＯ9000 シリーズの認証取得	＋15 点
ＩＳＯ14000 シリーズの認証取得	＋15 点
エコアクション 21 の認証取得	＋ 5 点

※取得業者で、令和 8 年 12 月 1 日現在において登録されていること。

※ISO14001 とエコアクション 21 の重複加算は不可

(8) 社会貢献等

下表の評価項目について、いずれかの建設業団体に加入しているとき、加算対象工種の欄に掲げる業種に対して活動年数に応じて加点する。

評価項目	加入団体	加算対象工事	点数（活動年数）
地域貢献活動等	沖縄市建設業者会	土木一式工事 建築一式工事	１年加入につき、1 点付与する。 但し、上限は 30 点とする。 （業者会等の証明書を添付すること）
	沖縄市電業会 沖縄市管工事協同組合	電気工事 管工事	

	①市主催及び共催行事への協力 （ボランティア活動） 対象期間を令和 6 年度～7 年度とする。	①1 回につき、5 点付与する。 但し、上限は 20 点とする。 ※市または団体（団体として参加の場合）からの参加証明書等を添付すること。
	②沖縄市と「災害時における応援業務等に関する協定書」等を締結した者（団体にあっては、その加入者も含む）	②協定書を締結した者（団体にあっては、その加入者も含む）につき、10 点付与する。
	③自治会加入（事業団体及び個人加入者）	③事業団体：10 点 個人加入者（代表者及び役員を含む）： 割合加点（自治会加入者数/市内在住者数）/10% ※自治会加入においては、申請時点とする。
	④協力雇用主の登録【新規】 保護観察対象者等の再犯防止・社会復帰支援のため、令和８年 12 月１日までに協力雇用主の登録を行った場合	④２点付与する。
	⑤献血活動の協力【新規】 (ア)団体献血への協力 対象期間（令和６・7 年度）に１回以上受入れ	⑤ （ア）３点付与する。 ※献血センターお礼状等を添付すること。 ※業者会等による受入れも加点の対象とする（ただし、事業所と業者会等の重複加算は不可）。
	(イ)献血への協力 対象期間（令和６・7 年度）に１回以上献血を行った場合	（イ）１人１回につき、１点付与する。 但し、人数及び回数に関わらず、上限は２点とする。 ※献血を行った証明書等（献血カード・献血手帳・ラブラッドアプリ）を添付すること（ラブラッドアプリの場合は画面のスクリーンショット等を提出）。

※ 団体への加入は、令和 8 年 12 月 1 日時点において在籍し、満 1 年以上加入していることを条件とする。また、過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除く。

(9)　指名停止措置（減点）等

指名停止措置等		期間	付加点数
指名停止等要領	指名停止措置	1ヶ月未満	回数×（－20点）
		1ヶ月以上6ヶ月未満	回数×（－30点）
		6ヶ月以上	回数×（－40点）
	警告又は注意		回数×（－10点）

※ 対象期間：令和6年度～7年度。但し、同一事案で指名停止及び警告又は注意が併せて行われた場合は、大きい方の点数により減点します。また、処分期間が年度をまたがる場合は、処分の発生年度を評価対象とする。

※ 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（指名停止等要領）

(10)　建設業者の入札状況（減点）等

入札状況	付加点数
正当な理由なく入札に欠席した者	回数×（－20点）
入札の成立に支障を及ぼす無効入札を行った者	回数×（－10点）

※対象期間：令和 6年度～7年度

5　等級格付の条件

(1) 新規に入札参加資格審査申請書を提出した者の工事実績、資本金等が高い数値で示され、当該等級に格付される要素があっても、1等級下位の等級に格付するものとする。

(2) 前年度等級格付けからの昇格・降格とも1等級上位・下位に格付けする。

(3) 土木一式工事及び建築一式工事、解体工事のＡに格付する者は、建設業法第3条第1項第2号に規定する「特定建設業の許可を受けている者」を条件とする。

※市外業者については、工事実績（年間完成工事高）のない業者の登録は認めないものとする。